

低炭素建築物新築計画等に係る技術的審査料金表

令和1年10月1日より適用

I. 工事種別【新築】における技術的審査の基本料金

1) 住宅

【一戸建の住宅】

※店舗併用住宅については、店舗部分が建築物扱いとなり、住宅と建築物の「複合建築物」となります。

税込金額（）内は消費税抜きの金額

選択する認定基準の区分	延べ床面積、階数によらず一律
<ul style="list-style-type: none"> ・外壁、窓を通しての熱の損失の防止に関する基準 ・一次エネルギー消費量に関する基準 ・その他基準 ・基本計画 ・資金計画 	1申請 41,800 (38,000)

【共同住宅等】

《住戸の部分のみ》

税込金額（）内は消費税抜きの金額

選択する認定基準の区分	1戸のみ
<ul style="list-style-type: none"> ・外壁、窓を通しての熱の損失の防止に関する基準 ・一次エネルギー消費量に関する基準 ・その他基準 ・基本計画 ・資金計画 	一戸建ての住宅と同じ

◆複数住戸（基本料金＋住戸料金×住戸数）※ただし、5戸以下の場合には下表による。

税込金額（）内は消費税抜きの金額

選択する認定基準の区分	規模 (対象部分の床面積)	基本料金	住戸料金
<ul style="list-style-type: none"> ・外壁、窓を通しての熱の損失の防止に関する基準 ・一次エネルギー消費量に関する基準 ・その他基準 ・基本計画 ・資金計画 	500㎡未満	88,000 (80,000)	2,200 (2,000)
	500㎡以上 1,000㎡未満	88,000 (80,000)	2,200 (2,000)
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	99,000 (90,000)	2,200 (2,000)
	2,000㎡以上 4,000㎡未満	99,000 (90,000)	2,200 (2,000)
	4,000㎡以上 6,000㎡未満	110,000 (100,000)	1,650 (1,500)
	6,000㎡以上 8,000㎡未満	110,000 (100,000)	1,650 (1,500)
	8,000㎡以上 10,000㎡未満	165,000 (150,000)	1,100 (1,000)
	10,000㎡以上 20,000㎡未満	220,000 (200,000)	1,100 (1,000)

◇5戸以下の場合（基本料金＋住戸金額×住戸数）

税込金額（）内は消費税抜きの金額

選択する認定基準の区分	2戸～5戸
<ul style="list-style-type: none"> ・外壁、窓を通しての熱の損失の防止に関する基準 ・一次エネルギー消費量に関する基準 ・その他基準 ・基本計画 ・資金計画 	基本料金 41,800 (38,000) 住戸料金 9,900 (9,000)

《建築物全体又は建築物全体及び住戸》

(住戸の部分のみ金額+共用部加算額)

税込金額 () 内は消費税抜きの金額

選択する認定基準の区分	規模 (共用部分の床面積)	基本料金
・外壁、窓を通しての熱の損失の防止に関する基準 ・一次エネルギー消費量に関する基準 ・その他基準 ・基本計画 ・資金計画	500㎡未満	55,000 (50,000)
	500㎡以上 1,000㎡未満	66,000 (60,000)
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	77,000 (70,000)
	2,000㎡以上 4,000㎡未満	88,000 (80,000)
	4,000㎡以上 6,000㎡未満	99,000 (90,000)
	6,000㎡以上 8,000㎡未満	110,000 (100,000)
	8,000㎡以上 10,000㎡未満	132,000 (120,000)
	10,000㎡以上 20,000㎡未満	165,000 (150,000)

- 2) 複合建築物 準備中
 3) 非住宅建築物 準備中

II. 変更技術的審査料金 上記の表の2分の1の金額とする。

III. その他の料金

- 1) 再発行 (適合証の滅失、または、汚損・破損による)

税込金額 () 内は消費税抜きの金額

再発行単位	料金
住戸	1住戸につき 2,200 (2,000)
建築物	1建築物につき 2,200 (2,000)

※一の申請における住戸ならびに建築物の再発行については、それぞれにおいて算定したものの合計金額とする。

- 2) 事前相談等に係る費用を別途請求できるものとする。
 3) 技術的審査料金を減額するための要件
- ・当該審査業務が効率的に実施可能とセンターが判断したとき
 - ・センターが定める戸数以上の申請が見込めるときで、当該審査業務が効率的に実施可能とセンターが判断したとき
 - ・センターの他の業務と同時活用をされているとき
- 4) 技術的審査料金の返金等について
- ・収納した技術的審査料金は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。